

韓国・刑事司法における国民参加とその実践的な意義¹⁾

李 東 熹*

I. はじめに

韓国では、去る2007年4月30日、「国民の刑事裁判参与に関する法律」(以下、「国民参与裁判法」と略する。)が「刑事訴訟法一部改正法律案」と共に国会本議会を通過した(2007年6月1日公布)。この立法により、国民が刑事裁判へ直接参加するいわゆる国民参与裁判制度が導入・施行されたわけであり、同法は、2008年1月1日から施行されてきた。

国民参与裁判は、韓国の司法歴史上初めて「国民の司法参加」を実現した制度であるという意義を持つ。一方、現在の国民参与裁判は、試験実施段階という性格を有する制度であり、約5年間試験的に実施した後、その経験を基にして、韓国の司法にもっとも適合する最終的な形態を決定するようになっている。2012年4月末現在、試験実施5年目に入っている国民参与裁判は、その最終的な形態を決定するのが至急の課題となっている。

本稿は、韓国における国民の司法参与をメイン・テーマとして、国民参与裁判の導入・施行の経緯とその意義、また実施成果や検討すべき課題などを比較法研究の一環として紹介することを目的としている。このような目的を踏まえ、以下では、まず国民参与裁判の導入経緯とその立法の意義を言及した後、国民参与裁判の施行に伴い要請された公判中心主義の徹底化のため、どのような法制度の整備が行われたかを紹介し、引き続き起訴手続への国民参加をめぐる議論状況と、国民参与裁判の実施成果及び検討すべき課題について検討するという順序で論議を進めたい。

編集部注* 韓国・国立警察大学法学科教授 本稿は、2011年12月5日に開催された第45回シンポジウムの報告原稿に、加筆修正したものである。

1) 本稿は、2011年12月5日関西大学法学研究所主催の「刑事裁判への市民参加 日韓比較法」シンポジウムでの報告を契機に執筆することになったものである。実は、そのシンポジウムでは、同年12月3日に早稲田大学で開催された韓国・日本の共同主催の「国民の司法参加」をテーマとした国際シンポジウムで使用した原稿(「韓国国民参与裁判における検察官・弁護人の在り方と課題」刑事法ジャーナル32号)に基づき報告が行われたが、関西大学発刊の法律雑誌への掲載という要請に応じ、テーマや論点を若干修正して原稿を再構成したため、筆者の既存の関連拙稿と重複する部分があることを予め明らかにして置きたい。

Ⅱ．国民参与裁判の導入とその意義

1．制度導入の経緯

国民参与裁判制度の導入に関する議論が始まったのは、1999年頃に遡る。当時、1999年5月大統領の諮問機構として設置された「司法改革推進委員会」が、1999年12月に発表した最終報告において、陪審制・参審制のような国民の参加する刑事裁判の導入を肯定的に検討すべき中長期的な課題として位置づけたことがある。2000年2月には、大法院が策定した『21世紀司法発展計画』に、国民の司法参加方策に関する研究・検討が「主要計画」の一つとして含まれ、関連研究が行われた。それに引き続き、大法院は、陪審制・参審制を含め、各国の司法制度を研究するため、2001年3月に裁判官と学者を中心とする研究組織である「司法制度比較研究会」を構成し、関連研究を続けてきた。

今回の国民参与裁判制度の導入という結果は、2003年10月、大法院の下に設置された「司法改革委員会」での議論から芽生えた。同委員会は、国民の司法参加を含め、司法改革の課題として位置付けられた案件全般について検討を行ったわけであるが、その活動の結果として2004年12月に公表した「司法改革のための建議文（2004年12月31日）」において、陪審制と参審制の要素を混用したモデルの国民参与裁判制度を5年間試験実施（年間100～200件程度）した後、韓国に適合する国民の刑事司法への参加モデルを完成して実施することを提案した。建議文では、「2012年から国民の司法参与が実質的に保障される完成された制度を施行することを目標とし、まず第1段階国民司法参与制度を考案・実施して、その施行成果を実証的に分析した後、我が国に適合する完成された国民司法参与制度を設計して2012年に施行し、第1段階国民司法参与制度の施行においては陪審又は参審のような単一の基本モデルを決定せず、陪審・参審の要素を混用した制度モデルとする」という旨が示されていた。

以後、2005年1月には、司法改革委員会の提案に基づき、それを実現するための立法化作業などを担当する後続の機構として、大統領直属機関の「司法制度改革推進委員会」²⁾が発足した。法曹三者は勿論、社会各部門から選ばれた委員で構成された同委員会は、予め設定されていたその活動期間である2006年12月31日までの2年間、司法改革委員会の建議文に示されていた司法全般に渡る改革課題を再検討しながら、国民参与裁判制度の導入方策を含め総25個の司法改革法律案を成案するに至った。この25個の法律案は、2005年10月から順次、韓国政府の国务会議を経て、政府立法案として国会へ提出されるに至った。

国民参与裁判法案の成案過程においては、裁判官による裁判を保障している憲法第27条第1項（「すべての国民は、憲法と法律が定まる裁判官によって法律による裁判を受ける権利を有する。」）に違反するおそれ、高費用・低効率性の問題などを理由とする反対論も少なくなかった。

2) 司法制度改革推進委員会は、大統領令である「司法制度改革推進委員会規定（2004年12月15日制定、2005年1月1日施行）」に根拠を持つ機構で、国务総理と民間委員長の二人の共同委員長と、10人の関係省庁の長及び8人の民間で選ばれた委員で構成されており（委員数は委員長を含めて総20人）、その下に「実務委員会（委員18人）」と事務処理と調査・研究を担当する「企画推進団」が置かれていた。

しかし、当時の国民世論や市民団体などが導入に肯定的であったこと³⁾、大法院が全国の判事836人を対象として行った内部の設問調査でも陪審制乃至参審制の導入に賛成する意見が53%まで達したこと——反対は39.1%であって、具体的な導入案としては、参審制が36.8%、陪審制が28.8%、日本の裁判員制度が24.2%であった——、法務部・警察庁などの国家機関から賛成意見が提示されたこと、違憲とみる見解からも具体的な制度設計によっては合憲となりうるという意見が多数あったことも事実であった。このような状況で、2005年5月、司法制度改革推進委員会は、法曹三者を含め、社会各部門の委員達の合意による立法案を議決するに至った。当時、同委員会は、まずは「第1段階の国民の司法参与制度」を導入するという方針で、陪審制と参審制を混合したモデルの国民参与裁判制度を約5年間「試験実施」した後、その実施結果を分析し、また憲法上の問題を解明しながら、韓国に適合する最終的な国民参与裁判のモデルを成案するという計画を有していた。

以上のような経緯を辿りながら成案された国民参与裁判法案は、公判中心主義的な公判手続の確立という改革内容——口頭弁論主義の徹底化、集中審理原則の明文化、公判準備手続の拡充と公判前争点整理手続の新設、証拠調べ順序の変更（従前から証拠調べに先立って行われてきた被告人訊問を証拠調べの後に移動させたこと）、証拠開示制度の導入など——を含んでいた「刑事訴訟法一部改正法律案」と共に國務會議を経て、2005年12月6日、国会へ提出された。国会での審議においては、特に制度導入自体に対する大きな反対は見られなかったが、当時の国会での與・野党との対立の中で、法案の処理が約一年間遅延されていた。それに対する批判の声が高くなったため、2007年2月頃から法案処理が急進展し、結局、2007年4月30日、国会本會議を通過した。同法は、2007年6月1日正式に制定・公布され、2008年1月1日から施行されている。

2. 立法の意義

国民参与裁判の導入・施行は、韓国の司法歴史上初めて「国民の司法参加」が実現されたという意義を持つ。従前の場合、英米法系の陪審制や大陸法系の参審制のように一般市民が刑事裁判へ参加する制度が過去施行された経験はなく、また起訴手続においても同様の状況であった。国の立法権と行政権においては選挙による代議民主制が実現されているのは勿論、いわゆる参与民主主義の段階まで発展してきたことに比べ、司法権の行使においては国民の関与が全く排除されているのは、国民主権という民主主義の基本原則に符合しないという批判もなされていた。このような視点は、今回の立法の意義として、国民の健全な常識を刑事司法に反映し、また司法の信頼を高めることに止まらず、国民主権という憲法上の基本原理を実現して民主的な正当性を確保することが強調された背景でもある。

このような立法の意義は、国民参与裁判法第1条で「この法の目的は、民主的な正当性と信頼

3) 「韓国放送(K-TV)」が全国の成人男女1,038人を対象として実施した2003年10月の世論調査では、賛成が80.6%で、反対は16.6%であった。また、2003年12月、大法院がリサーチ機関に委託して実施した世論調査では、制度導入に賛成したのが81.3%、また、陪審員などに選ばれたときに自分が参加する意思があるのかについては、85.9%が肯定的であった。

を高めるため」であることを明らかにしていることから確認できる。韓国で「国民の司法参加」が国民主権の理念と結び付いて議論されているのは、特にいわゆる民主化運動期を経ながら主権者の権利の重要性が国民一般に広く認識されていることとも多く関連していると言えよう。

一方、国民参与裁判の施行は、司法改革の主たる課題として扱われたいわゆる調書裁判の克服においても、大きな意義を持つ。韓国では、従来の職業裁判官による裁判がいわゆる調書裁判の性格が強いという批判を浴びていたことは、今回の司法改革の議論において、公判中心主義の要請がもっとも重視された背景である。それに加え、一般国民が陪審員として参加する国民参与裁判においては、一般人の目の高さに合わせた裁判、常識に基づく理解しやすい裁判を実現することがもっとも重要である。一般人が事実認定者の役割を担う裁判における証拠調べは、事実を体験した証人が直接法廷に出頭して口頭で陳述した内容と法廷で現出された関連証拠を直接見ながらその証拠の価値を吟味する「耳で聞き、目で見て理解する裁判」が必然的に求められるのである。

このように一般人が理解しやすい裁判は、口頭弁論主義と直接主義を基盤とした公判中心主義的な法廷手続を確立することにより実現されるのである。このため、公判中心主義的な法廷手続の確立という要請は、国民参与裁判の導入に伴い更に強調されることになった。国民参与裁判の導入に当たって、要請された公判中心主義の確立と調書裁判の克服という改革課題は、2007年度の国民参与裁判の制定及び刑事訴訟法改正を通じ、法律的に整備された。その主な法改正の内容を要約すると以下のとおりである。

Ⅲ. 国民参与裁判の施行に伴う公判中心主義の要請と法的基盤の整備

1. 公判準備手続の拡充と証拠開示制度の導入

2007年の刑事訴訟法改正では、公判期日での審理方向を設定するため争点を整理し、当事者をもって主張や立証計画などを準備させるため、公判準備手続を進行することができるよう、その法的根拠を設けた。従前の公判準備手続が起訴状謄本の送達や公判期日の指定、弁護人選任などの形式的な準備手続を想定するに止まっていたことに比べ、改正刑事訴訟法は、被告人・弁護人に公訴事実を認めるか否かに関する意見書を裁判所に提出する義務を付する一方、当事者の証拠申請及び証拠の採択、証拠調べの順序・方法の決定などの公判準備に関する規定を大幅に拡充した（刑訴法第266条の2乃至第266条の12参照）。

国民参与裁判の場合にも、国民参与裁判法に特別な定めがある場合を除いては、刑事訴訟法の公判手続がそのまま適用される（国民参与裁判法第4条、以下、条文表記においては、国民参与裁判法を「法」と略称する。）⁴⁾。また、一般刑事裁判では公判準備手続が任意的に実施されるのに比して、被告人が国民参与裁判を希望する意思を表した場合には、必要的に事件を公判準備手続

4) 国民参与裁判法の場合、最初の立案のときには、公判手続に関する特別規定を別途に設けていたが（総89ヶ条と構成）、2007年刑事訴訟法の改正により公判中心主義に立脚した公判手続が一般刑事裁判にも導入されることにつれ、国会の審議過程で重複する相当数の規定が削除された（総60ヶ条と制定）。

に付さなければならず(第36条)、また、裁判所は公判準備期日を開き、主張と証拠を整理して審理計画を樹立するようにした(第37条)。公判準備期日は、手続の進行が妨害される虞がある場合を除いては、原則として公開し(刑訴法第266条の7、法第37条第3項)、その手続に陪審員は参加しない(法第37条第4項)。公判準備期日で申請しなかった証拠は、原則として公判期日で証拠と申請することができない(刑訴法第266条の13)⁵⁾。陪審員が参加する国民参与裁判における公判準備手続は集中審理と迅速な裁判を実現するのはもちろん、証拠能力のない証拠に陪審員が触れることを防止するための装置としても機能する⁶⁾。

また、2007年の改正刑事訴訟法では、証拠開示制度も導入された。改正前には、検察官が保管している書類や証拠物について被告人・弁護人の閲覧・謄写が認められるのか否かをめぐって解釈争いがあったが、これを立法的に明確にして「公訴提起された事件に関する書類又は物件の目録と、公訴事実の認定と又は量刑に影響を及ぼす書類又は物件の閲覧・謄写又は書面の交付」を検察官に申請することができるようにしたのである(刑訴法第266条の3)⁷⁾。一方、改正刑事訴訟法の証拠開示制度は、検察官が保管している証拠のみならず、被告人・弁護人が保管している証拠についても一定の限度内で証拠開示を認めているという点で特色がある。すなわち、検察官は、被告人が現場不在、心神喪失又は心神耗弱などの法律上・事実上の主張をしたときには、被告人又は弁護人に証拠として申請する書類又は物件に対する閲覧・謄写または書面の交付を求められるようになった(第266条の11)。証拠開示制度の導入は、被告人の防御権を強化するのはもちろん、国民参与裁判に臨む検察官と弁護人が公判審理で円滑かつ適正な攻撃と防御を行うことができるようにする制度的な基盤になるであろう。

2. 口頭弁論主義・集中心理主義の明文化と証拠調べ手続の改善など

2007年の刑事訴訟法改正の以前にも、公判中心主義が刑事手続の基本原則の一つであることは幅広く認識されていたが、改正刑事訴訟法は、このような公判中心主義の原則をより強固にするため、口頭弁論主義(第275条の3)と集中心理主義の原則(第267条の2)を明文化した。

公判手続においても、公判中心主義の要素を強化した。改正前に冒頭手続における検察官の起訴状朗読は、起訴の要旨のみを陳述することができ、それも任意的に実施する手続となっていた

5) 刑事訴訟法第266条の13(公判準備期日終結の効果)①公判準備期日で申請しなかった証拠は、次の各号の一つに該当する場合に限り公判期日で申請することができる。1. その申請により訴訟を著しく遅延させないとき 2. 重大な過失なしに公判準備期日に提出しないなど止むを得ない事由を疎明したとき ②第1項にもかわらず、法院は職権で証拠を調べることができる。

6) 法院行政処、『国民의 刑事裁判 参与에 関한 法律 解説(国民の刑事裁判参与に関する法律解説)』、2007年、65頁。

7) 被告人側の証拠開示の要求について検察官は、「国会安保、証人保護の必要性、証拠隠滅の虞、関連事件の捜査に障碍を齎すことと予想される具体的な事由など、閲覧・謄写又は書面の交付を許容しない相当な理由があると認めるとき」には、証拠の開示を拒否し、またはその範囲を制限することができる(第266条の3第2項)、これを根拠とする検察官の証拠開示の拒否や範囲の制限については、被告人又は弁護人が法院に異議を提起して証拠開示を命じることができる(同条第2項)。

が、それを原則として起訴状を朗読する必須の手續として位置づけた（刑訴法第285条）。また、被告人にも冒頭手續で陳述拒否権を行使する場合を除いては、公訴事実を認めるか否かを陳述するようにし（第285条、第286条）、証拠調べに先立って検察官と弁護人をもって、公訴事実などの証明と関連する主張及び立証計画などを陳述するようにするなど（第287条）、冒頭手續における裁判長の争点整理に関する手續を設けた。

また、証拠書類に対する証拠調べの方式も改善し、検察官と被告人・弁護人の申請により証拠書類を調べるときには、申請人がそれを朗読するのを原則とした（第292条第1項）——改正前には、裁判長が、証拠書類の要旨を告知し、被告人の請求があるときには、証拠書類を閲覧・謄写を認めるか、または書記をもって朗読させるようになっていた——。さらに、証拠調べの順序についても、証拠調べに先立って被告人訊問が行われた従来の手續に対する批判を受け入れ、被告人質問（韓国法律用語としては、被告人訊問）は証拠調べをした後に実施するように変更したことも、公判中心主義の強化として理解されている⁸⁾。

3. 取調べ映像録画物の証拠使用の制限と調査者（取調官）証言制度

多少次元を異にするが、①被疑者や参考人の陳述を録音・録画した映像録画物についても、要証事実を立証する本証（実質証拠）として使用を禁止し、調書（供述録取書）の成立真正を認めるための補完証拠として使用するようにしたこと（第312条第2項、第4項）や、また②弾劾証拠としての使用も制限し、原陳述者の記憶を喚起させる用途でのみ使うようにしたこと（第318条の2第2項）も注目できる部分である。

一方、2007年の改正刑事訴訟法は、映像録画物の証拠使用を厳格に制限する代わりに、いわゆる調査者（取調官）証言制度を導入した（刑訴訟第316条）。これは、捜査機関が取調べ過程で被疑者・参考人から取得した陳述は、取調官が直接法廷に出席して証人として宣誓の上で伝聞の陳述として提出する方法を明文で認めたのである。以前と比べると、特に司法警察が被疑者の取調べ過程で取得した陳述を法廷証言の形で提出することができるようになったという意味がある。以前は、韓国の場合、司法警察作成の被疑者訊問調書は、被告人が法廷でその内容が真実であると認めたときに限り、証拠能力が認められたのであり、このような立法の趣旨に従い、司法警察が被疑者の取調べ過程で取得した陳述は、伝聞の陳述としても法廷に提出することができないというのが判例の立場であったからである。

2007年の改正刑事訴訟法の立法趣旨は、被疑者訊問過程で取得した自白などは、調書や映像録画物の形で提出することではなく、取調官の法廷証言として提出するのが、公判中心主義の本質に符合すると見たと言えよう。警察の内部調査によると、このような改正法の施行以後、取調官証言を含め、警察官の法廷証言の件数が法改正前に比べ、2倍以上に至るなど、相当に増加していると把握されている。

8) 法院行政処、『2008 새로운 刑事裁判의 理解 (2008新たな刑事裁判の理解)』、2007年、13～14頁。

Ⅳ. 起訴手続への国民参加をめぐる議論状況

韓国の場合、国民参与裁判制度の導入・施行により、裁判においては、国民が刑事司法に参加する道が開かれたが、起訴権の行使においては、依然検察官による国家訴追主義と起訴独占主義が維持されているのみである。アメリカの大陪審や日本の検察審査会のような起訴手続における国民の刑事司法に参加する制度については、1990年代後半以来、その導入を検討したことは何回かあったが、正式に制度を導入するまでには至っていない。

しかし、立法による正式な制度導入ではないが、検察の実務運用のレベルでいわゆる「検察市民委員会」制度が実施されていることは特記できる。同制度は、検察が、検察制度の改革を求め社会的な要請に応じ、捜査・起訴において民意を反映するという趣旨で2010年8月から自ら実施している制度である。全国の41箇所の地方検察庁及び支庁別に、一定数—委員長1人・委員8人・予備委員9人の構成であり、制度スタートの時点で全国的に629人を任命—の委員を選抜・任命しており、個別の刑事事件に対する起訴や令状請求の当否などを審議することをその役割としている。同制度は、起訴するか否かを予め審議するという点では、一種に起訴陪審の性格を有しているとも評価し得るが、法律に基づく制度ではなく検察の内部指針により実施されている点、委員の選抜・構成が検察により行われているのみならず、その所属が検察である点、委員会の審議には拘束力がなく、検察権行使において参考となるに過ぎないという点、審議に付される対象事件は検察が選定する事件に限られている点などの限界がある。また、実際の運用においては、拘束令状の請求が却下された事件について令状の再請求の当否を委員会の審議に付する傾向が見られるので、市民の名を借りて検察権の行使を裏付けるため便宜的に利用するという指摘もなされている。

このような状況の下で、2010年2月国会で設置された司法制度改革特別委員会が約一年間の活動を経て2011年3月に司法制度改革案を公表したが、その改革案の一つとして主に日本の検察審査会制度をモデルとした「検察市民委員会」を設置する立法案を提案したことがある。同制度は、個別の刑事事件に対する検察の不起訴処分の当否を審査することを主たる役割とし、また日本の検察審査会制度のように一回目の起訴議決について検察が従わない場合には、再議決に付されるが、それについては拘束力を与えるという仕組みである。この場合、当該事件の起訴と公訴維持は、新たに新設する特別捜査庁—国会司法制度改革特別委員会が公表した改革案に含まれている立法案—が担当することになっていた。この改革案が公表された直後、検察はこの改革案の導入については、すでに検察が自ら実施している検察市民委員会が相当な成果を成し遂げていると評価しながら、このような状況で異なる制度を十分な検討をせず、導入すると不作用の虞があるという名目で反対する立場であることを公式に表明した。司法制度改革特別委員会が公表した司法改革案は、以後その一部の改革案は実際立法化されたが、検察市民委員会の法制化を含む多くの改革案は、立法までには至らなかった。

V. 実施成果と検討課題

1. 2008年2月12日国民参与裁判第1号が全国で初めて大邱（デグ）地方法院で実施されて以来、施行4年目の今年2011年10月末現在、その実施件数が500件を超えている状況である。2011年10月末までの実施件数は521件であり、今年の年末まで公判期日が定められたのが43件ある。実施状況の詳細は、下記のとおりである。

区 分		受 理	処 理				未 済
			小 計	判 決	排 除	撤 回	
2008	件 数	233	215	64	61	90	18
	割 合	100.0%	92.3%	27.5%	26.2%	38.6%	7.7%
2009	件 数	336	308	95	75	138	46
	割 合	—	91.7%	28.3%	22.3%	41.1%	—
2010	件 数	437	413	162	75	176	70
	割 合	—	94.5%	37.1%	17.2%	40.3%	—
2011 10月末	件 数	418	407	200	52	155	81
	割 合	—	97.4%	47.8%	12.4%	37.1%	—
合 計	全体合計	1,424	1,343	521	263	559	81
	全体割合	100.0%	94.3%	36.6%	18.5%	39.3%	5.7%

現段階における韓国の国民参与裁判は、いわゆる「試験実施」の段階にある制度である。試験実施の段階ではあるが、国民参与裁判の施行により、民主的な正当性と司法の信頼を高めるという「国民の司法参加」に求められた当初の目的は、着々と達成されつつあると評価できよう。

2. また、いわゆる調書裁判の克服、言い換えれば、公判中心主義的な法廷手続の徹底化は、一般人が理解しやすい裁判の実現という要請から当然導かれる効果であろうと期待された。実際、陪審員が理解しやすい裁判を実現するため、実務では、多様な工夫を試みており、そのノウハウも蓄積されてきた。施行初期から冒頭手続における立証計画の陳述や証拠調べ手続で検察官と弁護人が視覚的な効果を高めるため、実物画像投影機を使用して証拠物や証拠書類などを投影しながら該当証拠の要旨を告知したり、パワー・ポイントを利用したプレゼンテーション方式を採用したりもしている。実際の犯罪現場の建物や周辺道路の状況をより現実的に認識させるため、インターネット・ポータル会社が提供している3次元の映像を活用する場合もある。検察官が犯行状況を立証するため、犯罪に利用されたものと同様の着衣や道具などを用意して犯行を再現することもある。よく知られているソマリア海賊裁判では、拉致された船舶の母型を製作し、犯行現場に対する理解を高めたこともある。起訴状の朗読を必須化する立法の措置に相まって、証人に対する直接の尋問を優先し、陳述調書などの書面に対する証拠調べは、二次的に要旨を陳述する方式にするなど、口頭弁論を中心とする公判審理が定着しつつある。

大法院の陪審員経験者を対象にした設問調査によると、施行3年間、陪審員が裁判の内容をどの程度理解したかについては、「すべて理解した」が27.5%、「概ね理解した」が60.4%、「半分くらい理解した」が11.3%、「殆ど理解できなかった」が0.9%であった。施行最初の場合、各項目の割合が24.1%、62.4%、12.2%、1.3%であったので、施行経過により陪審員の理解度が多少増加している。また、施行3年間の審理に集中した程度については、「概ね集中した」が87.7%、「半分くらい集中した」が11.9%、「殆ど集中できなかった」が0.4%であった。この設問調査によれば、理解しやすい裁判の実現と言う課題は、相当の部分が成し遂げられたと評価することもできよう。しかし、設問調査の他の項目では、陪審員が感じた苦勞として法律用語の難しさ(23.9%)や証拠に対する理解の難しさ(11.6%)を訴えた割合が少なくなかったことを考慮すると、安易な評価ばかりをするわけにはいかない。法律用語や法律的な事項について理解しやすく説明する文案を開発するにも、法院、検察、弁護士会、学会などが共同で努力する必要がある。

3. また、国民参与裁判が成功裏に発展していくためには、何より法曹の意識が重要であろう。検察官、弁護士を含む法曹の国民参与裁判に対する認識や選好度は、制度の成否を左右する重要な変数であり、今後、最終的な形態を決定するにおいても影響を及ぼす要因にもなるという点で、その意味が大きい。この観点から見ると、法曹実務家の間で国民参与裁判の担当を望まない傾向が見られることは、懸念される点ではある。検察官の場合、通常の裁判に比べ、陪審員を説得するため、立証の準備や公訴維持に遥かに多い業務量と努力が求められるのであり、弁護士の場合も、従来の弁護形態に馴染む立場で通常の裁判より難しく、業務負担に比べそれに相応する報酬を貰うことが容易でないこと、口頭弁論を中心とする主張と立証活動の経験不足で望まなくなること、敢えて努力して無罪の評決を受けても拘束力がないので、有罪に覆られる可能性があることなどを勘案すると、国民参与裁判に対する忌避傾向は、理解できる面がある。

このような問題点を解消するためには、制度の補完が必要である。検察官の業務負担を解消するためには、検察官のマンパワーを拡充することがその解決となるはずであるが、現実的な制約もあって無制限に拡充することは不可能である。訴追活動の重要性を認識して、既存の捜査中心的なマンパワーの投入にも修正を加える必要があると思う。施行初期に比べ、国民参与裁判の経験が蓄積されることにより、法曹の認識に確実に肯定的に変化している。「裁判らしい裁判」、「実体的真実発見に充実した裁判」であるという法曹の認識が拡大されている現実は、制度の発展と定着に大きな土台になると思われる。

4. 前述したように、国民参与裁判は、約5年間試験的に実施した後、その経験を基にして、韓国の司法にもっとも適合する最終的な形態を決定するようになっている。今、試験施行5年目の最終年を目前に迎えている国民参与裁判は、その最終的な形態を決定するのが至急の課題となっている。対象事件を義務的に実施するのを原則としている日本の裁判員裁判に比しては、相対的に不十分な実施件数であろうが、国民参与裁判の最終的な形態を決定するために求められる実施の経験は、ある程度蓄積されたと言えよう。もちろん、5年間の試験実施の結果と最終形態をめ

ぐる議論などの次第では、制度自体が廃止されることになるとか、現在の水準に止まる国民参与裁判が続くことになる可能性を完全に否定することはできない。しかし、国民の司法参加に対する国民世論が肯定的且つ積極的な姿勢を示している点は、制度の成功を導く一番大きな基盤になると思われる。

本格的な実施ということになるためには、憲法上の問題の解決を含め、少なくない課題が残っている。何より、陪審員の評決に勧告的な効力のみを与えているに止まる現制度の在り方については、必ず修正を加える必要があると思われる。被告人の選択により裁判が行われるという現在の「選択制」についても、本格的な施行に当たっては、その修正が求められるでしょう。運用状況が把握されるものとして、申請率が低い水準に止まっていることや、排除決定や撤回の割合が高い水準を見せていることについては、徹底した分析が必要であり、また、高い控訴率の問題や控訴審の性質に対する位置づけの問題、充実した証拠調べが行われるよう公判期日を十分に確保する問題などについても検討が必要であろう。